

南地振第739号

令和3年10月20日

地区連合自治会町内会長

自治会町内会長

各位

南区地域振興課長

ICT体験講習会の内容追加について（お知らせ）

暮秋の候、皆様におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

南区では、これまで自治会町内会など地域で活動される方に、タブレット端末を使用したコミュニケーションの体験・講習会を開催してまいりましたが、このたび、新しい体験内容（下記1参照）を追加して開催できるようになりました。

つきましては、これまでに受講したことがある団体様も、新しい内容の講習会を受講できますので、受講したい団体様がおられましたら、地域振興課地域力推進担当へご連絡ください。

1 新たな体験・講習会の内容

オンライン会議の主催方法やLINE等のアプリを用いたコミュニケーションの体験を、民間企業の協力を得て追加導入します。この新しい内容の講習会を受講することで、より多様なICTによるコミュニケーションを体験することができ、地域で活動される皆様の日ごろの会話や連絡に取り入れていただきやすいものとなります。

なお、これまで開催している初心者向けのタブレット体験・講習会も引き続き開催してまいりますので、合わせてご検討のほどよろしくお願いいたします。

（参考）これまで開催している初心者向けのタブレット体験・講習会の内容【継続して開催】

区役所で用意したタブレット端末を用いて、機器の使い方の説明と、オンライン会議（Zoom）を体験していただく内容となります。

2 開催方法

開催日時や会場（自治会町内会館、区役所、区民利用施設等）を、申込団体の希望に沿った形で開催します。※出前で開催することが可能

ただし、新しい内容の体験・講習会は、開催回数に限りがあります。

3 体験・講習会の対象者

南区内で活動する自治会町内会、及び各種委嘱委員（青少年指導員、スポーツ推進員、環境事業推進員等）の団体、地区社会福祉協議会

※ これまで開催している初心者向けのタブレット体験・講習会を受講した団体様も、新しい内容の体験講習会をお申込みいただけます。

4 体験・講習会の開催・受講の申し込み方法

今回追加する新しい内容の体験・講習会を申し込む場合は、ご協力いただく民間企業との調整が必要となるため、事前に地域振興課地域力推進担当へご連絡をお願いします。

調整の後で、「体験・講習会 開催申込書」に必要事項を記載の上、ご提出いただきます。Eメールのほか、FAX、郵送、直接持参しての提出による申し込みも可能です。

5 タブレット端末の貸出申し込み【継続・変更なし】

タブレット端末の貸出を、引き続き行っています。【令和4年3月末まで】

貸出は、体験・講習会を受講した団体を対象に、最大10台まで、最長3週間程度まで貸出ができます。

貸出の申し込み手続き等は、体験・講習会の中でご案内しますので、まずは体験・講習会にお申し込みください。

6 その他

事業の詳細については、南区役所ホームページをご覧ください。

（検索、もしくは右下のQRコードから読み取れます。）

横浜市南区 タブレット貸出で検索



※ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

南区役所 地域振興課 地域力推進担当

電話：341-1239

FAX：341-1240

Eメール：mn-chishin@city.yokohama.jp